

平成19年6月28日判決言渡同日判決原本受領裁判所書記官 原島早苗
平成18年(ワ)第27820号 不当利得返還請求事件 (口頭弁論終結の日平成19年5月10日)

判決

東京都新宿区四谷二丁目4番 久保ビル9階 四谷の森法律事務所

原告 破産者有限会社 ●●●●●破産
管財人 齋藤雅弘

A

東京都豊島区

被告 ユニオンことビジネス
サポートこと B

主文

- 1 被告は、原告に対し、135万円及び内45万円に対する平成17年3月8日から、内90万円に対する同年6月10日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、それぞれを各自の負担とする。
- 4 この判決は、原告の勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

事実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、255万円及び内105万円に対する平成17年3月8日から、内150万円に対する同年6月10日からそれぞれ支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告は、東京地方裁判所八王子支部により、平成18年 月 日、破産手続開始決定（同庁平成18年(ワ)第 号事件）を受けた以下の破産会社の破産管財人である。

本店所在地 東京都 市 町 番地の

商号 有限会社 (以下「破産会社」という。)

代表取締役

(2)イ 被告は、東京都豊島区 に事務所を構え、「ユニオン」及び「ビジネスサポート」の屋号で、加入電話（03-5952- ）及び03-3989- ）を使用して、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の上限（刑罰）金利をはるかに超える金利で貸し付ける違法な貸金業を行っていた。又は、被告は、前記電話回線を利用して、違法な貸金業を行っていた業者である「ユニオン」及び「ビジネスサポート」と共同して、前記業者が行っていた貸金業上の重要な一部を共同して行っていた。

ロ 破産会社は、被告、「ユニオン」又は「ビジネスサポート」から、別紙1及び別紙2記載のとおり、「借入金額」欄に記載されている日に、前記欄に記載されている金員を貸付金として、実際には「受取金額」欄に記載されている金員の貸渡しを受け（以下「本件各貸金取引」という。）、その後、「返済金額」欄に記載された金員を同欄に対応する「年月日」欄記載の日にそれぞれ返済した。

ハ 本件各貸金取引において、被告が破産会社との間で約束させた約定金利は、少なくとも年520パーセントの金利であり、この約定金利は、出資法の刑罰金利（年29.2パーセント）をはるかに超えるものであるだけにとどまらず、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）

42条の2に基づき金銭消費貸借契約自体を無効とする約定金利10.9.5パーセントをも超える金利であり、いずれも貸金業法42条の2に基づき本件各貸金取引は無効な金銭消費貸借契約によるものであるから、破産会社が被告に交付した金員はいずれも被告の不当利得となる。

ニ なお、被告は、業として貸金業を営む者であり、営業として出資法の刑罰金利はもとより貸金業法42条の2により金銭消費貸借契約が無効となる金利を取り立てていることを知悉しながら、原告から金員を受領したのであるから、悪意の不当利得として、受領した金員について利得のときから商事法定利率相当の年6分の利息を付して支払う義務がある。

(3) (請求原因(2)の事実に対して予備的に)

イ 破産会社は、「ユニオン」の担当者(D)又は(E)と称していた。)及び「ビジネスサポート」の担当者(F)又は(E)と称していた。)から勧誘されて、年利で520パーセントを超える金利の約定で、別紙1及び別紙2記載のとおり、借入をさせられ、これらの別紙の「返済金額」欄記載のと通りの返済(金銭の出捐)を余儀なくされた。このような貸金取引は出資法に違反し、刑事罰すら科される違法な営業行為であって、民法上も不法行為を構成する。

ロ 被告は、「α秘書センターTRUMPS」又は「秘書センターアスタイル」等の名称で、電話連絡等代行業を少なくとも平成15年7月以前から行っていた。その間、多数の違法な貸付を行う業者が被告と契約して、被告が行う電話連絡等代行業を利用して、違法な貸金業を行っていた。そのため、被告に対しては、違法な貸付を行う業者が利用する電話番号から弁護士法に基づく照会請求や民訴法に基づく調査囑託によって判明した被害者の代理人弁護士から多数の連絡通知、請求がされていたのであり、そのほんの一部を取り上げても、13業者(本件の「ユニオン」及び「ビジネスサポート」を含む。)に被告が契約している回線電話を利用させていた。

これらの場合には、被害者の代理人として、弁護士が委任を受け、被告が契約していた電話回線の契約名義人と特定していることから、被告に対しても、違法な貸付を行う業者を名指して、通知や請求が届いていた。このようなことからして、被告は、破産会社が「ユニオン」、「ビジネスサポート」と取引を開始した時点で、これらの名称で被告の電話連絡等代行業を利用している者が、違法な貸付を行う業者であることを知悉していたか、又は容易に認識し得る状況にあった。

ハ 被告は、「ユニオン」及び「ビジネスサポート」という名称である違法な貸付を行う業者と共同して、違法行為に加担していたということができるとし、そうではなくとも、その違法な行為の実行を容易にしていた。

ニ 従って、破産会社が出捐した金員から破産会社が受領した金員を差し引いた額の損害を賠償する責任がある。

(4) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、予備的に不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、255万円及び内105万円に対する被告が利得した日の翌日である平成17年3月8日から、内150万円に対する同じく被告が利得した日の翌日である同年6月10日からそれぞれ支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する主張

被告は、「ユニオン」、「ビジネスサポート」及び破産会社のいずれも知らない。被告は、業として他人に金員を貸し付けたこともない。被告の生業は電話連絡等代行業である。

理 由

- 1 甲第1, 19号証によれば、請求原因(1)の事実が認められる。
- 2 請求原因(2)の事実について、検討する。

(1) 甲第2, 3, 18, 19号証及び弁論の全趣旨によれば、破産会社代表者は、株式会社ユニオンのD- と称する男及び E と称する男と会った

こと、破産会社代表者は、株式会社ビジネスサポートの E と称する男と会ったこと、 E と称する男は、 F と印刷してある名刺の「F」という部分を抹消して、手書きで E」と記載して、これを破産会社代表者に渡したこと並びに破産会社は、ユニオン又はビジネスサポートに対し、別紙1及び別紙2記載のとおり、「借入金額」欄に記載されている日に、前記欄に記載されている金員を貸付金として、実際には「受取金額」欄に記載されている金員の貸渡しを受け、その後、「返済金額」欄に記載された金員を同欄に対応する「年月日」欄記載の日にそれぞれ返済したことが認められる。

以上の事実によれば、ユニオン又はビジネスサポートは、破産会社に対し、出資法の制限利率を超え、貸金業法42条の2により金銭消費貸借が無効とされる限度を超える年520パーセント以上の利率で金銭を貸し付けたことが認められる。

- (2) 他方、甲第17ないし19号証によれば、破産会社は、 D と称する男の指示により、ユニオンからの貸金の返済として、平成17年2月22日、銀行 支店の の普通預金口座に15万円送金したこと及びビジネスサポートの振込先は 銀行 支店 の名義の普通預金口座であることが認められ、これらの口座の名義人と被告との関連を認めるに足りる証拠はなく、本件各貸金取引と被告を結びつけるものは、後記3(1)のとおり、破産会社代表者が D と称する男から受け取った名刺及び E と称する男から受け取った名刺の電話番号の契約者が被告であること以外にないことを考慮すると、本件各貸金取引の貸主が被告であると認めることは困難であり、他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

3 請求原因(3)の事実について、検討する。

- (1) 甲第2ないし4号証、第5号証の1ないし3、第6ないし16、18、1

9号証及び弁論の全趣旨によれば、破産会社代表者が、株式会社ユニオンの
D と称する男から受け取った名刺には、「03-5952-
という電話番号が記載されていること、破産会社代表者が、株式会社ビジネスサポートの
E と称する男から受け取った名刺には、「03-3989-
9-
という電話番号が記載されていること、破産会社代表者は、これらの名刺に記載された電話番号に電話をかけて、これらの業者に連絡した
こと、本件破産事件についてされた調査囑託の結果、「03-5952-
」の回線は、平成16年3月24日から平成18年5月8日まで、
契約者「B」、設置場所「東京都豊島区 G
」、契約者住所「東京都豊島区 C
」であり、
同日以後、契約者「B」、設置場所「東京都豊島区 C
」、契約者住所「設置場所に同じ」であることが判明したこと、同じく
調査囑託の結果、「03-3989-
」の回線は、平成16年11
月10日以後、契約者「B」、設置場所「東京都豊島区 C
」、契約者住所「東京都豊島区 H
」
であることが判明したこと、原告は、違法な貸付を行う業者
に関する事件処理を担当した弁護士から、このような貸金業者について、業
者名「ロング」、電話番号「03-5955-
」、電話設
置住所「豊島区 I
」、電話契約者住所「豊
島区 C
」、業者名「アリ」、電話番号「03-595
1-
」、電話設置住所「ロング
に同じ」、契約者住所「ロ
ング
に同じ」という連絡を受けたこと、「03-5955-
」
の回線は、契約者「B」、設置場所「豊島区 I
」、契約者住所「豊島区 C
」であるこ
と、ロング
は、貸金業の登録されておらず、取立に当たり、親族へ
の取立、脅迫等を行っている業者であること、サン
と称する違法な貸

付を行う業者が、業務に「03-5964-」の電話を使用していること、「03-5964-」の回線は、平成15年9月9日以後、契約者 **B**、設置場所「豊島区 **J**」
、契約者住所「設置場所に同じ」であること、前記ロング
を含め、計10社の違法な貸付を行う業者が、**B** 名義の
回線電話を利用して、平成14年11月から平成17年6月までの間、業務
を行っており、これらの電話の設置場所は「豊島区 **H**
」、「豊島区 **C**」、「豊島区 **I**
」であり、契約者住所は「品川区
」、「豊島区 **I**」、「豊島
区 **H**」、「豊島区 **C**
」であること、「豊島区 **H**」は、
平成15年5月27日から被告の住所であること、被告が営んでいる電話連
絡等代行業「TRUMPS」の住所は「東京都豊島区 **C**
」であること、被告が営んでいる電話連絡等代行業「秘書センターアスタイル」
の住所は「東京都豊島区 **J**」
であること及び被告は、出資法の制限利率をはるかに超える利率で貸付を行
ったと主張され、不当利得返還請求訴訟を平成17年に提起され（当庁同年
（第 号事件）、被告が貸主であることを認めるに足りる証拠がな
いという理由で棄却判決を受けていることが認められる。

これらの事実によれば、前記2(1)のとおり、破産会社に対し、違法な貸付
をしたユニオンもビジネスサポートも、連絡先とされた電話番号は、被告が
契約者となっていること、被告が契約者になっている回線電話を利用して、
ユニオン及びビジネスサポートを含め13の業者が違法な貸付を行っている
こと、これらの電話は、設置場所が被告の住所又は被告が営んでいる電話連
絡等代行業の住所であるものがあること、これらの電話番号は、違法な貸付

をしている貸金業者が使用しているものとして、弁護士に把握されており、これらの弁護士から、被告相手に問合せ等があったと考えられること並びに現に、被告は自らが違法な貸付を行ったものとして、本件以外に訴えを提起されていることが認められ、これらの事実を総合すると、被告は、電話連絡等代行業で契約している電話回線を利用して、ユニオン及びビジネスサポートが違法な貸付を行っているのを知っていたか、知っていなくても、容易に知り得たと認められる。

他方、被告が、このような違法な貸付を行う業者の利用に対し、具体的に何らかの対策を執ったことを認めるに足りる証拠はない。

以上からすると、被告は、破産会社に対し、不法行為に基づき損害賠償責任を負担するものと認められる。

被告の違法行為により、破産会社が被った損害は、破産会社が、ユニオン又はビジネスサポートに支払った金額からユニオン又はビジネスサポートから受領した金員を差し引いた金額であると認められる。別紙1及び別紙2によれば、この金額は、ユニオンについては45万円、ビジネスサポートについては90万円であるとそれぞれ認められる。

- (2) なお、被告は、当庁に送付してきた平成19年4月26日付の答弁書と題する書面において、被告の業務の実態を調査すれば、刑罰金利を超える金利を取って金銭を貸し付ける業務を行う者であることを知りながらということはあるはずがないと容易に理解できた筈である、不正悪用されることを防止するために被告がどんな努力工夫をしているかを、少し立ち寄って確認してもらえばそれはいかに事実を湾曲した主張であるか明白であったはずである、被告には違法な貸付を行う業者と共同しようとする意図も時間もない等と記載しているが、適式な呼出を受けたにもかかわらず、本件口頭弁論期日に1回も出頭せず、被告と違法な貸付を行う業者との関係、前記書面に記載するところの不正悪用されることを防止する方策等について何ら具体的な事

実を主張立証しない。

従って、被告の前記書面の記載が、前記(1)の認定判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は、被告に対し、135万円及び内45万円に対する不法行為以後の日である平成17年3月8日から、内90万円に対する同じく不法行為以後の日である同年6月10日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、理由があるからこれを認容し、その余は失当であるから棄却し、訴訟費用の負担につき、民訴法61条、64条本文を、仮執行の宣言（原告の勝訴部分に限る。）につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁 判 官 梶 智 紀

<別紙 1>

ユニオン こと **B**

年月日	借入金額	受取金額	返済金額	差額
2005/2/7	750,000	600,000	150,000	
2005/2/21			150,000	
2005/3/7			750,000	
合計	750,000	600,000	1,050,000	▲ 450,000

<別紙 2>

ビジネスサポート こと B

年月日	借入金額	受取金額	返済金額	差額
	750,000	600,000		
2005/3/31			150,000	
2005/4/15			150,000	
2005/4/27			150,000	
2005/5/12			150,000	
2005/5/27			150,000	
2005/6/9			750,000	
合計	750,000	600,000	1,500,000	▲ 900,000

これは正本である。

平成19年6月28日

東京地方裁判所民事第24部

裁判所書記官 原島早苗

